

2026 年 8 月 7 日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号

クオンタムソリューションズ株式会社

代表取締役社長 大澤 梅嘉

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

当社は、2026 年 5 月 28 日開催の当社第 27 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において承認可決されました「税制適格ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、2026 年 8 月 7 日開催の取締役会において、下記の内容の第 18 回新株予約権を発行する旨を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権の募集を行う理由

当社及び当社子会社の従業員の当社グループ全体の連結業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材の確保及び定着を図り、中長期的な企業価値の向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要項

① 新株予約権の名称 第 18 回新株予約権

② 新株予約権の総数 1,810 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 株とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は 181,000 株とする。ただし、下記④（1）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、本総会終結後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本総会終結後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その前日の終値）に 1.1 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は権利行使の場合を除く。） 次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2028年8月4日から2036年8月3日（ただし、行使期間の末日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡することはできない。

（６）新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権者は、当社又は当社子会社における勤務開始日から起算して1年が経過した日以降に、新株予約権総数のうち40%について権利が確定するものとし、残余の60%については、当社の属する事業年度における連結損益計算書上の営業利益が黒字となった場合に権利が確定するものとする。

なお、上記により権利が確定した新株予約権については、上記に定める行使期間内において行使することができる。

b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

c. 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

d. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。

⑤ 新株予約権の割当日

2026年8月25日

⑥ 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、新株予約権者が上記④.(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

⑧ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑨ 申込期日

2026 年 8 月 24 日

⑩ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑪ 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	4 名	計 310 個
当社子会社従業員	3 名	計 1,500 個
	計 7 名	合計 1,810 個

以 上